

高齢者・障害者権利擁護と成年後見制度

宮城福祉オンブズネット「エール」副理事長 小湊 純一。

高齢者虐待の実態と問題点

若くて（若くなくても）元気な人は、自分を殴ろうとする人に対抗できるし、殴った人を自分で訴えることができます。元気な人は、自分の土地、建物、預金等の財産を自分で管理できるし、万一盗られたとしても自分で訴えることができます。元気な人は、自分で出かけたり、考えて判断したりして自分自身を守ることができます。元気な人は、自分の意見を人に伝えたり訴えることができます。また、周りも耳を傾けて聞いてくれます。要するに、元気な人は“当たり前前の生活を当たり前前に送ることができる”という訳です。

しかし、歳をたくさん重ねると、どうしても様々な障害を持つことが多くなります。認知症、脳梗塞と後遺症、転倒による骨折と後遺症、持病の悪化、生活不活発病等々です。認知症が原因で考えたり判断することができない、脳梗塞後遺症骨折後遺症のために自由に活動できなかつたり暴力に抵抗できない、人の手を借りないと生活できない、介護が必要になり負い目を感じたりする場合等があります。

高齢者虐待という言い方をしますが“高齢者だから”ということではありません。高齢になると心身の障害を持つ確率が高くなり、それが原因で虐待を受けてしまう危険性があるということです。

高齢者虐待は様々で複合的です。殴る・蹴る・抓る・閉じ込める等の身体的虐待、暴言・辱め・無視等の心理的虐待、介護してもらえない・ご飯を食べさせられない・病院に連れていってくれない等の介護放棄（ネグレクト）、性的辱め・オムツ一つで寝かせられる等の性的虐待、預金年金を勝手に使われる・勝手に土地等を処分される等の経済的虐待、不当に高額な品物を購入させられる等の消費被害…等が挙げられます。介護疲れが発端で身体的虐待とネグレクトと経済的虐待が同時に行われている複合的なケースや、同居家族にも複雑な問題を抱えている場合もあり、対応や連携も複雑になり、簡単に解決できるものではありません。

反対に、虐待を受けなくて済む、予防できるのはどういう高齢者でしょうか。

自分で自分の権利が十分に守れなくなったとしても、安心して自分のことを任せることができる人がいる高齢者でしょう。

- ① 障がい等により自分の権利を自分で守れない。
- ② 世話をする側とされる側の上下関係がある。
- ③ 生活支援の場が密室になる。
- ④ 認知症・高齢障害者の理解が不足している場合がある。
- ⑤ 権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。
- ⑧ 後見のシステムがまだ一般化していない。

成年後見制度の意義

Q 成年後見制度とは、どのようなものなのでしょうか。

成年後見制度とは、痴呆症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になった人の社会生活を支援する仕組みです。

従前から禁治産制度というものがありましたが、この制度は100年も前に作られたもので、本人の権利をすべて剥奪するという内容のものでした。

判断能力が衰えてきても、そのことで人間の尊厳が損なわれるわけではありません。そこで、本人に残っている能力を最大限に活かし、不足している部分を補うという形で、本人を保護・支援していくべきとの思想の下で作られたのが、新しい成年後見制度です。

Q 成年後見制度の基本的な考え方は、どのようなものなのでしょうか。

人は、社会生活を営むとき、意識するとしなにかかわらず、様々な契約をしています。買い物をするときの売買契約、お金を借りるときの金銭消費貸借契約、銀行に預金するときの契約、介護サービスをうけるときの契約、施設入所するときの契約などなど。そのとき、判断能力が衰えたことで不利な契約を結んでしまわないように、その人に合った安全な契約ができるように、その手伝いをする者を付ける。これが成年後見制度の基本的な考え方です。その手伝いをする人を後見人といい、本人と一緒に契約に問題がないかを判断したり、間違っていて結んでしまった契約を取り消したり、本人の代わりに契約を行ったりします。

今注目されている介護保険制度が、身体的能力が不十分になった場合の社会的支援の仕組みであるのに対し、成年後見制度は精神的能力が衰えた場合に、これを支えるというもので、両者は車の両輪のように互いに必要なものされています。

Q 成年後見制度に関する諸外国の取り組みを教えてください。

社会の高齢化現象が早くからはじまっていた欧米諸国では以前から、成年後見制度の研究と採用が進められてきました。遅くとも1990年代前半には、ある程度の法改正を終えています。イギリスの持続的代理権授与法、ドイツの成年者世話法、カナダの代行決定法、アメリカの統一後見手続法などが有名で、システムなどは国により異なりますが、基本理念はノーマライゼーション（ハンディキャップのある人を社会から隔離したり、特別扱いしたりするのではなく、人間らしく普通の生活ができるように支援すること）を目指し、自己決定権（自分のことは自分で決めるという人間の尊厳にかかわる権利）を尊重し、残存能力を最大限活かし、判断能力が不足している人々を支援していくとするものである点で共通しています。

イギリスでは判断能力がなくなる前に、あらかじめ契約で財産の管理を任せる権限を与えることができるという仕組みを作り、現在の任意後見制度の基になりました。またドイツでは、裁判手続きの中に本人の意思や能力を確認、見直す仕組みを取り入れて、また身寄りがなく親類や身近な人の中に後見人となる人がいない場合に、後見人を紹介する世話人協会というシステムを作り出しました。これなどは後見人候補者を養成し供給する機関である社団法人成年後見センター・リーガルサポートを作る上で大いに参考になりました。

わが国では、遅れて高齢化時代を迎えたものの、現在では、世界のどの国も体験したことのない速さで超高齢社会へ移行しつつあります。制度や仕組みが、現実の社会の変化に対応しきれないという状況下で、より良い未来を築くために国民一人一人の取り組みも待望されています。

Q わが国には、今まで成年後見制度といわれるものはなかったのですか。

成年後見制度が作られる前の民法には、禁治産および準禁治産の制度がありました。禁治産の制度は、心神喪失の常況（自分の行ったことについて合理的判断をできないのが常という状態）にある者が、禁治産の宣告を受けると後見が開始され、後見人がおかれ、本人の保護を図ることとしていました。準禁治産の制度は、心神耗弱者（判断能力が不完全な人）と浪費者が、準禁治産の宣告を受けると保佐が開始され、保佐人がおかれ、本人の保護を図ることとしていました。

しかし、この「禁治産」・「準禁治産」の制度は、100年以上も前に作られた制度であり、以前から次のような問題点があって、利用しにくい制度であると言われていました。

- (1) 定型的な二つの類型しかなく、状況に応じた柔軟で弾力的な対応ができない。
- (2) 心神喪失、心神耗弱という要件が厳格であるため、軽度の痴呆・知的障害・精神障害等に対応できない。
- (3) 禁治産では、日用品の購入を含むすべての法律行為が取り消しの対象となってしまう。
- (4) 準禁治産では、保佐人は本人がする契約に同意する権限があるだけで、本人の代わりに契約をしたり、本人が誤って結んでしまった契約を取り消したりするといった実行性のある権限に欠ける。
- (5) 夫婦の場合、配偶者が必ず後見人・保佐人になるものとされているが、夫婦共に高齢者であるなど後見人等の事務ができないことが少なくない。
- (6) 後見人、保佐人は一人とされていて、複数名の選任ができない。
- (7) 福祉関係の行政機関に申立権がないため、身よりのない者の財産管理等に支障を生ずることがある。
- (8) 禁治産という用語や、種々の資格制限もあって、社会的偏見が強い。
- (9) 戸籍に記載されるので、親族など関係者の心理的抵抗感が強い。

そこで、これらの問題点の改善と同時に自己決定権の尊重、残存能力の活用等の新しい理念をとり入れ、新しい成年後見制度が設けられました。

法定後見制度と3類型

Q 法定後見制度とは、どのような制度ですか。

新しい成年後見制度は、大きく2つに分けることができます。1つが家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度であり、もう1つが元気なうちに自分で後見人を決めておく任意後見制度です。ここでは法定後見について紹介します。

今回、法定後見制度として、後見・保佐・補助という3つの類型が設けられました。従来の禁治産制度には後見類型が、準禁治産制度には保佐類型が、それぞれ対応しています。そして、保佐類型に至るまでには判断能力が衰えていない人（例えば、軽度の痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者）を支援するものとして新たに補助類型が設けられました。

いずれの制度も、判断能力が不十分となった人たちの人権や利益を守るために用意されたものです。

Q 後見類型とは、どのようなものですか。

後見類型の対象となるのは、自分の財産を管理したり処分したりすることが全くできない人です。具体的には、重度の知的障害者・精神障害者・痴呆性高齢者などで、常に判断能力がなく、自分だけで物事を決定することが難しく、日常的な買い物も1人ではできない人ということになります（一時的に正常な状態に戻ることがあっても、1日のほとんどが判断能力がないという場合も該当します。）。家庭裁判所がこの類型に該当すると判断し、後見開始の審判をすると、後見がスタートし、成年後見人が付けられます。

成年後見人は、後見を受ける人に代わって契約を結ぶなどの法律行為を行います。また後見を受ける人が不利益な契約を結んでしまった場合には、その契約を取り消して、白紙に戻すことができます。

後見が必要となる事案としては、後見を必要とする人が関係する相続に関する遺産分割、不動産の売却、老健施設などへの入所契約が必要な場合などが考えられます。

Q 保佐類型とは、どのようなものですか。

保佐類型の対象となるのは、簡単な契約はできるけれども重要な財産（土地や車など高額な物）を管理したり処分したりするには、常に援助が必要な人です。具体的には、知的・精神的障害のある人、痴呆がある程度進行している高齢者など、判断能力が著しく不十分で、日常的な買い物くらいは自分でできるけれど、重要な契約などは無理という人が該当します。この類型に該当する人には、保佐人という援助者が付きます。保佐人には、不動産を処分したりお金を借りたりするなどの重要な法律行為について、後見人同様、不利益な契約を取り消すことができる権限が与えられます。また保佐を受ける人が同意し、裁判所が認めた事項については、本人に代わって契約を行うこともできます。

保佐類型では、保佐人が不利益な契約を取り消すことができるというのが最も重要な点であり、訪問販売などで高額な商品を買わされる一人暮らしの高齢者の保護などで大きな効果が期待されています。

Q 補助類型とは、どのようなものですか。

補助類型の対象となるのは、判断能力が不十分ながら自分で契約などができるけれども、誰かに手伝ってもらったり代わってもらおうほうがよいと思われるような人（軽度の知的障害者・精神障害者・初期の痴呆状態にある人）などです。補助を必要とする人には、補助人が付きます。補助人は、裁判所が認めた事項について契約を取り消す権限、補助を受ける人に代わって契約を行う権限が与えられます。

必要な事柄について、必要な程度で、補助人は補助を受ける人を援助します。自分でできることは自分で行い、不足しているところを補うことを目的としており、自己決定権の尊重、ノーマライゼーションという新制度の理念が生かされた類型といえます。したがって、この類型は、補助を受ける人の同意が必要です。本人の生活・療養看護、介護支援契約、不動産の処分など重要な判断を求められる様々な場面での利用が考えられます。

地域包括支援センター 総合相談支援及び権利擁護業務の内容と流れ

1 基本的な視点

- (1) 総合相談・支援及び権利擁護の業務（以下「総合相談支援等業務」という。）は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。
- (2) 本業務は、社会福祉士が中心となって実施することとなるが、地域包括支援センターの他の職種をはじめ、地域の関係機関等との連携にも留意しなければならない。

2 業務内容

- (1) 地域におけるネットワーク構築業務
 - ① 効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。そのため、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握などを行う。地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。
 - ② 地域の様々なニーズに応じ、これらのネットワークを有効活用していくこととなるが、特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネットワーク」を早急に構築することが必要である。
- (2) 実態把握業務
 - ① 総合相談支援業務を適切に行う前提として、(1)のネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。
- (3) 総合相談業務
総合相談業務として、次の業務を行う。
 - ① 初期段階での相談対応
 - ア 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断する。
 - イ 適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。
 - ② 継続的・専門的な相談支援
 - ア 初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。
 - イ 支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。
- (4) 権利擁護業務
実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

- ① 成年後見制度の活用

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、以下の業務を行う。

 - ア 高齢者に親族がいる場合には、当該親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。
 - イ 申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。
- ② 成年後見制度の円滑な利用
 - ア 市町村や地方法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。
 - イ 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう、地域の医療機関との連携を確保する。
 - ウ 高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。なお、地域包括支援センターの業務として、担当職員自身が成年後見人となることは想定していない。
- ③ 老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。また、措置入所後も当該高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。
- ④ 虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応をとる。
- ⑤ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、他の職種と連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討する。
- ⑥ 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター（又は市町村の消費者行政担当部局）と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行う。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（一部）

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（一部）

（成年後見制度の利用促進）

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図る

ため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

成年後見制度利用支援事業

市町村が行う成年後見の申立に関し、補助金が市町村に交付される。

1 補助事業の要件

- (1) 対象者が、重度の痴呆性高齢者、知的障害者であること。(要介護認定を受けている必要はない。)
- (2) 市町村長の申立によって成年後見の審判が行われること。
- (3) 助成を受けなければ、成年後見制度の利用に必要な経費(後見人報酬等)の支払いが困難であると認められること。

2 補助金交付の注意点

- (1) この事業は、国庫補助事業「介護予防・地域支え合い事業」として、県から補助金が市町村に交付される。
(国1/2、県1/4、市町村1/4)
- (2) この補助金は、各年度に「協議」、「交付申請」等の手続が行われるので、市町村において、あらかじめ年度ごとの事業量を見込み、県と所定の手続・調整を行う必要がある。

高齢者虐待対応連絡協議会 ～宮城県高齢者虐待専門職チーム～

このチームは、仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会により設置された「高齢者虐待対応連絡協議会」が運営しています

活動の趣旨

高齢者虐待対応及び予防について、法律・福祉の専門性をもって、対応の適正性、介入方法、保護の後の対処法などの相談に応じ、アドバイス、訪問等により、地域包括支援センターが有効に機能できるよう支援する。

支援の内容

- ・対応の適正性の確認
- ・介入方法のアドバイス
- ・地域ケア会議への出席
- ・同行訪問
- ・予防・救済のための活動支援
- ・関係機関団体との連携支援
- ・地域包括支援センター職員のスキルアップ支援 等

手続き

- ・アセスメント表に記入し、EメールかFAXで連絡を受ける（緊急時は直接電話）

受付窓口

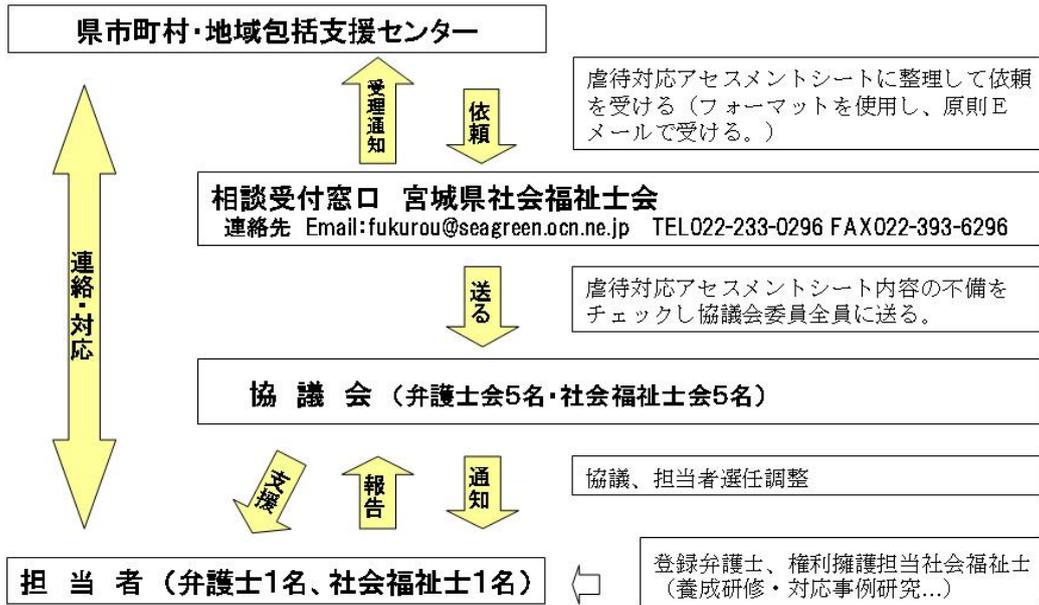
981-0955 仙台市青葉区三条町 10-19 PROP 三条館 宮城県社会福祉士会内
TEL022-233-0296 FAX022-393-6296 Eメール:fukurou@seagreen.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www2.ocn.ne.jp/~macsw/teamindex.htm>

高齢者虐待対応連絡協議会メンバー表

氏名	職種	役職
赤松 實	弁護士	会長
荒 中	弁護士	
内田 幸雄	社会福祉士	
大橋 洋介	弁護士	事務局次長
小幡 佳緒里	弁護士	
小野寺 泰佐	社会福祉士	
小湊 純一	社会福祉士	事務局長
鈴木 宏之	社会福祉士	
鈴木 守幸	社会福祉士	副会長
村田 知彦	弁護士	

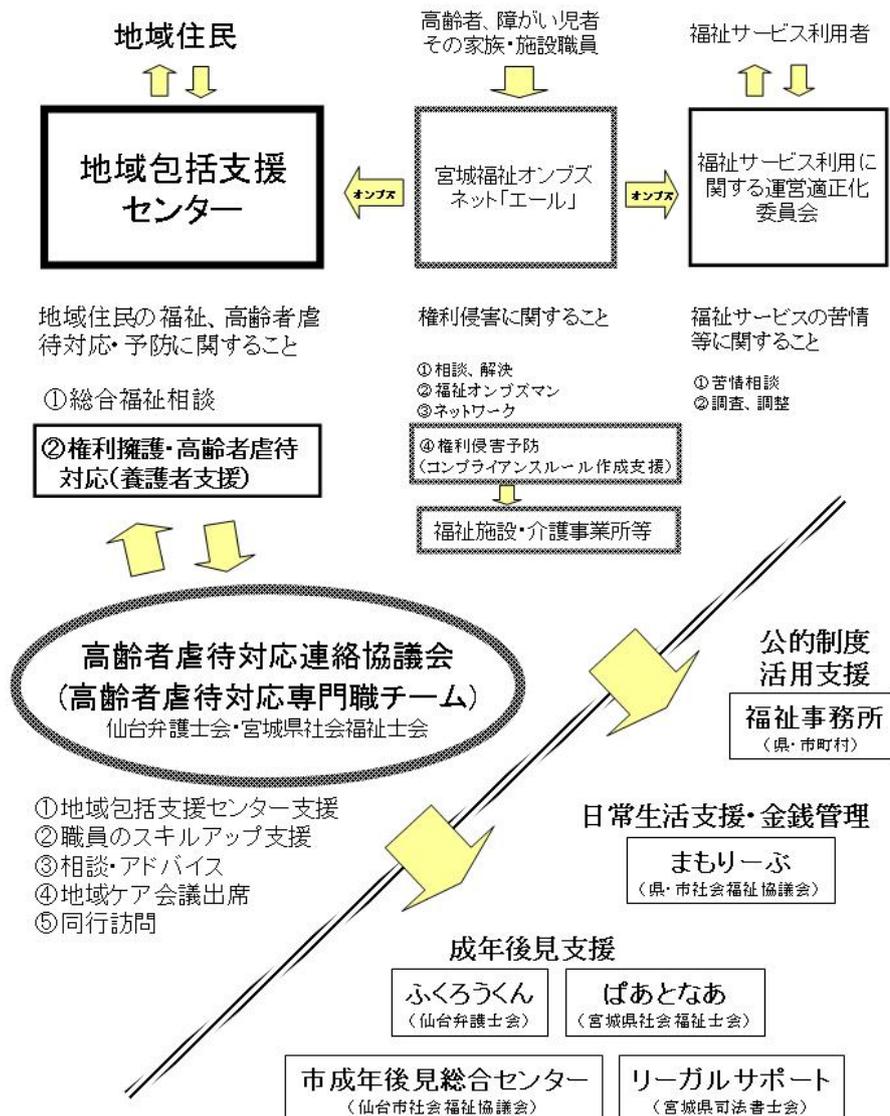
高齢者虐待対応連絡協議会

仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会 高齢者虐待対応専門職チーム 対応の流れ



2007.6.4

地域福祉権利擁護に関する役割の図



2007.5.20.ik

成年後見

1 成年後見制度の活用

(1) 成年後見制度の利用に関する判断(スクリーニング)

本人や家族、関係機関等からの相談によって、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者を発見した場合、その高齢者の判断能力や生活状況等を把握し、成年後見制度を利用する必要があるかどうかの判断(スクリーニング)を行う。

成年後見制度(法定後見)の申立てには、高齢者の判断能力に応じて、次の3つのタイプがある。

- ① 補助 ほとんどの事は、自分の判断でできる。しかし、契約や預貯金の管理等を自分でできるかどうか不安がある。本人の利益のためには、他の人の援助があった方がいいと思われる状態。
- ② 保佐 日常生活では、何とか自分で判断ができて、簡単な財産管理や契約は自分でできる。しかし、不動産の売買や、重要な契約を単独で行うことは、無理な状態。
- ③ 後見 日常生活に関することを除き、常に、本人に代わって他の人が判断する必要がある、本人に判断することを期待しても、無理だと思われる状態。

成年後見制度が必要と考えられる例として、次のような場合が考えられる。

- ※世帯内に適切な意思決定できる人がいない独居等の認知症高齢者などで、医療機関の受診や福祉サービス利用等について契約支援が必要な場合
- ※悪徳商法や消費者金融などの経済的被害を未然に防止する場合
- ※預貯金管理等の財産管理や遺産相続等、法律行為を支援する場合

なお、高齢者が家族等から経済的搾取を受けているなど緊急性がある場合は、法律関係者等の権利擁護に関する団体と連携して、審判前の財産保全処分や緊急事務管理等を検討する必要がある。

(2) 成年後見制度の利用が必要な場合の申立て支援

スクリーニングにより、成年後見制度の利用が必要と判断した場合は申立ての支援を行う。高齢者に申し立てを行える親族がある場合は、その親族に対して成年後見制度や手続き方法等について説明し、親族による申立てが行われるよう支援する。

申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立ての意思がない場合は、速やかに市町村の担当部局に経過や状況を報告し、市町村長申立て手続きが行われるよう協力する。

～市町村長申立てについて～

市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができる。(老人福祉法第32条)

また、市町村による親族調査は、基本的には2親等内の親族の意思を確認することになっている。ただし、虐待等の場合は、仮に2親等内の親族が申立てに反対しても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合がある。

- (3) 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
成年後見の申立てに必要な医師の診断書の作成や、保佐、後見の場合に必要な鑑定がスムーズに行われるよう、地域の医療機関との連携を図ることが必要である。
- (4) 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携
高齢者にとって適切な成年後見人等を選ぶ事ができるように、地域において成年後見人等の候補者を推薦することができる団体等と連携を図り、高齢者やその親族に情報提供を行う。

～成年後見人等候補者の推薦団体～

家庭裁判所に候補者名簿を提出している団体には、次の専門職団体がある。

※都道府県弁護士会(弁護士)

※リーガルサポート都道府県支部(司法書士)

※都道府県社会福祉士会「ばあとなあ」(社会福祉士)、等

また、地域において第三者の後見人候補者養成に取り組んでいる自治体もある。

しかし、宮城県において第三者後見人として受任できる受け皿が磐石かという点、否である。このことについての基盤整備が急務である。

2 地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)の活用

(1) 事業の概要

地域福祉権利擁護事業は、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、判断能力の不十分な痴呆性高齢者等に対して、利用者本人と社会福祉協議会との契約により、①福祉サービスの利用援助、② 日常的金銭管理サービス、③書類等の預かりサービス等を行うものである。

(2) 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との関係

地域福祉権利擁護事業は、成年後見制度と同様、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分でない人を対象としており、その権利擁護の理念や援助内容に共通する面はあるものの、一方では、両制度の間にはいくつかの相違点があり、その特徴を踏まえた活用が必要である。

成年後見制度には補助、保佐、後見の3類型があるが、地域福祉権利擁護事業の利用対象者は、このうちの補助類型の対象者とほぼ重なる。また、補助類型にも当たらない軽度の人も対象にしている。保佐類型の一部についても対象となりうるが、契約締結能力があるかどうかの判断には慎重を要する。

しかし、社協と利用者の契約に基づくこの制度、利用者の枠も認知症でない高齢者、身体障害者の利用も可能であり、施設入所者、病院入院者も対象となり得る。事業の実施者である社協の裁量次第であることを考えると、地域にニーズの高まりによってより現在より柔軟に事業展開が出来るものと思う。

(3) 援助の方法と内容

成年後見制度が、成年後見人等に代理権、同意権・取消権を付与することにより、財産管理及び身上監護に関する法律行為を援助するのに対し、地域福祉権利擁護事業は、利用者と社会福祉協議会との契約により、それに伴う日常的な金銭管理等を援助する。任意の契約という点で、裁量次第での事業の拡充が出来ることに留意したい。

例えば、成年後見人と社協との契約によって、重度の認知症の高齢者や障害者のサービス利用が行われていることが挙げられる。

(4) 援助の方法

地域福祉権利擁護事業では代行が主となり、代理権の付与は限定的に行われる。代理権は、成年後見制度では法定代理権であるが、地域福祉権利擁護事業の場合は、利用者と社会福祉協議会との間で結ばれた任意代理の委任契約により付与される任意代理権である。

(5) 地域福祉権利擁護事業の限界とその克服

利用者が判断能力を喪失した場合、地域福祉権利擁護事業を利用している間に、利用者が判断能力を喪失した場合は、地域福祉権利擁護事業の利用契約は終了することとなる。契約を終了するさいは、成年後見制度への移行や利用者の生活にふさわしい他の援助の利用につなげることが必要である。

日常的な生活援助の範囲を超える場合、不動産の売却等の財産管理に関する法律行為や、施設入所の代理契約等は、地域福祉権利擁護事業の範囲を超える事柄となる。

取消権を必要とする場合地域福祉権利擁護事業では、悪徳商法などの財産侵害に対しては、成年後見制度の同意権・取消権に相当するものはない。定期的に日常的な金銭管理を行うことが予防的な効果をもつことはあり、また預金通帳から多額の支出があることへの気づきから、クーリングオフ等への対応をとることもできるが、自ずと限界があり、こうした事態が予想されたり、生じた場合は、成年後見制度へと移行することが必要となる。

しかし、前述したように成年後見制度と地域福祉権利擁護事業のコラボレーションも現に進んでいることに、本制度の限界を克服していく取り組みが行われているに注目する必要がある。

地域福祉権利擁護事業での援助に限界がある場合は、成年後見制度につなげることを的確に行うことが重要であるし、その一方で、利用者本人の判断能力が低下したため、地域福祉権利擁護事業の利用ができない場合であっても、成年後見人等が本人に代わって社会福祉協議会と契約を取り交わし、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を利用することが可能となる。

法定後見(後見・保佐・補助)開始の申立てに必要なもの

申立書 1 通	無料	各家庭裁判所
戸籍謄本]通(本人, 申立人)	市町村毎に異なる	本籍地の市町村役場
戸籍附票 1 通(本人)	市町村毎に異なる	本籍地の市町村役場
成年後見登記事項証明書]通(本人)	1,000 円(1 通につき登記印紙)	法務局・地方法務局戸籍課 (仙台法務局で直接取れます)
診断書 1 通(本人)	医師により異なる	補助'任意後見監督人選任の場合は, 家庭裁判所の様式を使う
住民票 1 通	市町村毎に異なる	市町村役場
身分証明書 1 通	市町村毎に異なる	本籍地の市町村役場

成年後見候補者の成年後見に関する登記がなされていないことの証明書1通	500円(1通につき登記印紙)	法務局・地方法務局戸籍課 (仙台法務局で直接取れます)
申立手数料	800円の収入印紙	裁判所内
財産についての資料(登記簿謄本, 預金通帳写し等)		
成年後見登記の手数料	4,000円の登記印紙 (任意後見監督人の選任は2,000円)	裁判所内
郵便切手	4,000円~5,000円 (各家裁で異なる)	
鑑定費用	5~25万円(平均10万円程度だが, 最近では5万円程度のケースが増え, 次第に低額化している)程度を予納する。	医師, 病院等。後見・保佐の場合は, 家庭裁判所が原則として, 本人の精神状況の鑑定を医師に依頼する。申立てに必要な費用は, 原則として申立人の負担となるが, 事情によっては, 裁判所の決定で本人の負担とすることもできる。

※費用については, 変更される場合があるので, そのつど確認ください

表の1 - 補助・保佐・後見の制度の概要

		補助開始の審判	保佐開始の審判	後見開始の審判
要件	<対象者> (判断能力)	精神上の障害(痴呆・知的障害・精神障害等)により, 事理を弁識する能力が不十分な者。	精神上の障害により, 事理を弁識する能力が著しく不十分な者。	精神上の障害により, 事理を弁識する能力が欠く常況に在る者。
開始の手続	申立権者	本人, 配偶者, 四親等内の親族, 検察官等。 任意後見受任者, 任意後見人, 任意後見監督人 市町村長		
	本人の同意	必要	不要	不要
機 関 の 名 称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	後見人	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・取消	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	民法12条1項各号所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の手続	補助開始の審判 +同意権付与の審判 +本人の同意	保佐開始の審判	後見開始の審判

権	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人 成年後見人
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	同 左	財産に関するすべての法律行為
	付与の手續	補助開始の審判 +代理権付与の審判 +本人の同意	保佐開始の審判 +代理権付与の審判 +本人の同意	後見開始の審判
	本人の同意	必 要	必 要	不 要
責務	身上配慮義務	本人の心身の状態および生活の状況に配慮する義務	同 左	同 左

任意後見制度

要件	対象となる人	今は、判断能力のある人(本人の判断能力が、少なくとも補助に該当する程度以上に不十分になった場合に開始)
自己決定権と後見人等の権限		自己決定権は大 後見人等の権限は小
開始の手續	請求できる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
	本人の同意	必要
機関の名称	本人	本人
	援助者	任意後見人（開始までは任意後見受任者）
	監督人	任意後見監督人
同意権・取消権	付与の対象	なし
	付与の手續	なし
	取消権者	なし
代理権	付与の対象	任意後見契約で定められた行為
	付与の手續	任意後見監督人の選任後
	本人の同意	必要
援助者の責務	職務	財産に関する事務、生活や療養に関する事務(本人の希望に応じて自由に委任できる)
	身上配慮義務	本人の心身の状態および生活の状況に配慮する義務
	速攻型	
	移行型	
	将来型	